

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）に係る事業の評価について

1 経緯

- (1) 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（以下、先行型交付金）は、「しごと」と「ひと」の好循環の確立を目的とした、地方版総合戦略の策定に先行して実施する事業に要する費用に対して、国が支援を行うものである。
- (2) 国から、交付金の対象事業には、実現すべき成果（アウトカム）として、客観的な重要業績評価指標（K P I）（以下、K P I）を設定することが求められている。
- (3) 日立市においては、別添（資料 2）の 10 事業及び総合戦略策定事業費に本交付金を充当し、全ての事業が平成 27 年度中に完了している。
なお、総合戦略策定事業費については、総合戦略を策定することが成果となるため、K P I の設置が不要とされている。

2 本交付金充当事業の評価方法について

- (1) 国の通知に基づき、K P I の指標と実績値を比較し、下記の整理表により評価を行った。
なお、平成 27 年度の実績値等については、平成 27 年度主要施策の成果報告書等の決算資料を用いた。

【国の通知に基づく、市の事業評価に関する整理表】

区分 (地方創生への効果の程度で区分)	実績値の指標に対する割合	該当事業数
非常に効果的であった	8 割を超え、指標を上回る	6 事業
相当程度効果があった	7 割～8 割程度	3 事業
効果があった	事業開始前より改善	1 事業
効果がなかった	事業開始前より悪化	(該当なし)

- (2) 評価会議においては、有識者等委員の専門的観点からの意見・提言を聞き、地方創生に「有効であった」または「有効とは言えなかった」の選択肢から評価を得て、市として、今後の実施すべき事業のあり方等について改めて検討することとしている。
- (3) 国の通知に基づき、「実績値を踏まえた事業の今後について」は、「追加等更に発展させる」、「事業の継続」、「事業内容の見直し（改善）」の 3 つ選択肢からの択一により整理している。

以 上